

5 福祉等関係

(1) 福祉等分野の基本方針

利用者本位の介護・保育サービスを実現するため、量的な拡大と質的な向上を目指し、公設民営方式の推進など、民間活力をいかした効率的なサービス提供が保証されるよう、多様な民間組織への支援の促進、制度の充実のために新設、補強すべきシステム（情報公開・監視・第三者評価システム、資格制度など）の確立、利用者の選択を容易にするための制度の設計などの視点に立って、社会のニーズに沿った積極的な改革を推進する。

また、介護や保育サービスについては、既存の社会福祉法人を含めた多様な経営主体の間で、できる限り同一条件での競争を促していくとともに、近年、社会福祉法人の多様化が進む中、利用者の立場に立って、社会福祉法人に関する規制改革を一層推進していく。

なお、介護分野においては、介護保険制度全般の見直しを法律施行後5年を目途に検討することとされているが、直ちに是正し得る問題については、早急な取組を行う。

また、保育に関する規制改革の目的は、子どもたちの発達を保障する質の高い保育の供給を迅速に増やすために、子どもたちを守るための必要な規制を残した上で、不必要な規制を廃止することにある。

さらに、障害者施策分野においては、障害者のノーマライゼーションの理念の下、障害者が積極的に社会経済活動に参画できる社会づくりを進める。

年金分野においては、年金制度における公私の適切な役割分担を図りつつ、企業年金等の充実を図る。

(2) 福祉等分野の重点事項

介護サービスの提供体制の改善

介護保険給付業務におけるIT化の促進、介護サービスの標準化の促進、介護サービスの情報公開の徹底、監視体制等の構築及び第三者評価等の事後的規制の整備や介護支援専門員の在り方の検討を行うことにより、介護サービス全般の質の向上に向けた提供体制の改善を図る。

介護サービスの競争促進

施設サービスと在宅サービスの負担の均衡を図る観点から、特別養護老人ホーム等の介護報酬に含まれるホテルコストを含む利用者の負担の見直しを行う

とともに、民間企業によるケアハウスの運営を促進する。

保育サービスの拡充と質的向上

公有財産の活用やPFI方式の活用などによる公設民営の促進、認可外保育施設に対する指導監督の更なる徹底、第三者評価の推進、短時間勤務保育士を始めとする保育士に係る諸規制の一層の改革の検討を行うことにより、保育サービスの多様化、拡充、質の向上を図る。

社会福祉法人に関する規制の見直し

社会福祉法人の多様化が進む中、利用者の立場に立って、社会福祉協議会を含めた社会福祉法人に関する規制改革を一層推進する。

障害者の社会参加の促進

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号）に基づき、公共交通機関、歩道、信号機等のバリアフリー化を推進するとともに、使いやすい情報通信関連機器、システムの開発等による情報バリアフリー環境の整備等を推進する。また、各種資格制度等における障害者に係る欠格条項について見直しを行い、所要の措置を講ずる。

(3) 個別事項
ア 介護

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
介護保険給付業務におけるIT化の促進 (厚生労働省)	a 介護支援専門員がケアプランを作成する際に必要となるサービス事業者の空き情報等の情報化等の介護保険給付業務に係るIT化を進める。	改定・福祉ア a	逐次実施		
	b 介護サービスの利用者がWAM-NE T(福祉保健医療情報ネットワーク)等を通して事業者情報等に直接アクセスし、サービス選択の判断に資することができるようなシステム構築を図る。	改定・福祉ア b	逐次実施		
	c 介護に関する技術の発展等に資するために、例えば提供サービスと対象者の心身の状況の変化の関係を検証するなど、個人情報保護のための方策を明確にした上で、要介護者に関する情報の収集や分析等に努める。 【要介護認定等の一次判定ソフト(改訂版)の試行運用により情報収集・分析(平成14年5月~7月)】 【要介護認定等の一次判定ソフト(再改訂版)の試行運用により情報収集・分析(平成14年11月~12月)】	改定・福祉ア c	検討	措置済	
痴呆性高齢者に対する介護 (厚生労働省)	a 痴呆性高齢者の要介護認定における1次判定について必ずしも適切ではないケースがあるとの指摘があることから、このような痴呆性高齢者の要介護認定の問題の改善を進める。	改定・福祉ア a	検討	結論	措置(4月予定)
	b 「高齢者痴呆介護研究センター」における痴呆介護の研究を強化、促進し、望ましい痴呆性ケアの在り方の研究を進め、適切なケア投入必要量の測定をより精緻化する。	改定・福祉ア b	逐次実施		
	c 痴呆性高齢者を抱える家族に対して専門家からの相談機会が得にくい等の指摘があることから、「高齢者痴呆介護研究センター」における研究について、その総合的報告を待つのではなく、随時、得られた研究成果を医療・介護職員へフィードバックし、痴呆性高齢者介護に	改定・福祉ア c	措置済		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
	おける介護負担の緩和を図るとともに、痴呆性高齢者を抱える家族についての相談、カウンセリング等を実施するための研修・相談受付体制等を整備する。				
	d 成年後見制度活用の普及を図るための支援方を講ずる。 【平成13年厚生労働省老健局計画課事務連絡】	改定・福祉ア d	措置済 (7月連絡)		
介護職の業務範囲等 (厚生労働省)	a 在宅で療養する要介護者等に対する介護サービスの充実を図る観点から、訪問介護について、その業務範囲をできる限り明示し、その周知徹底を図るとともに、訪問看護との連携など現場における具体的な対応事例を提示する。 【訪問看護と訪問介護の連携に関する具体的事例集配布(平成13年11月までに約2万部配布)】	改定・福祉ア a	措置済 (11月までに配布)		
	b 訪問看護の一層の充実を図り、在宅で療養する要介護者等に必要な訪問看護が提供されるよう努める。	改定・福祉ア b	検討	結論	措置 (4月予定)
	c 要介護者の様々なケースに対応可能とするために、介護職の養成研修を一層充実させるなど、介護福祉士、ホームヘルパー等の介護職の資質の向上を図る措置を講じ、要介護者のニーズに的確にこたえることの可能な介護職の育成を図る。 【平成14年厚生労働省老健局長通知老発第0705004号】	改定・福祉ア c		措置済 (7月通知)	
	d 既に示されている訪問介護と訪問看護の連携に関する具体的事例について、周知徹底を図る。	重点・福祉1(3)		逐次実施	
	e 一定の場合についてホームヘルパー等が痰の吸引を行うことに関して具体的に検討し、所要の措置を講ずる。			検討・結論	措置
	f 上記以外の行為についても、医師法上の取扱いについて検討し、明確化する。				逐次検討・結論
特別養護老人ホームの	特別養護老人ホームの入居者については、個室化の推進により居住環境が抜本的に改善される	重点・福祉1(2)	検討	結論	措置(4月予定)

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
ホテルコストの利用者負担 (厚生労働省)	ことから、従来の介護・食事に係る利用者負担のほか、ホテルコストを原則として利用者負担として徴収するよう見直す。また、そうした負担に耐えられない低所得者層については、一定の配慮を検討し、着実に実施する。	〔改定・福祉ア〕			
在宅サービスと施設サービスとの間の負担の均衡 (厚生労働省)	介護保険における施設サービスと特定施設(有料老人ホーム及びケアハウス)やグループホームとの間にはいわゆるホテルコスト以外にも、食費、光熱費、清掃費などの負担に差があることから、介護保険制度全体の見直しにおける施設体系の在り方等の見直しの中で、在宅サービスと施設サービスとの間の負担の均衡を図る観点も含めて検討する。	重点・福祉1(2)			検討開始(16年度中に結論)
訪問介護の介護報酬における3類型の在り方等 (厚生労働省)	a 訪問介護における身体介護中心型、家事援助中心型、複合型の3類型を当てはめる際に判断に迷う例もあること等を踏まえ、介護保険制度の見直しの際には、この3類型の区分の在り方そのものについて検討し、所要の措置を構ずる。	改定・福祉ア a	検討	結論	措置(4月予定)
	b 利用者との契約内容を明確化するとともにヘルパーのサービス水準を確保するため、標準的なサービス行為の内容や手順のパッケージを示したガイドライン(平成12年3月17日厚生労働省通知老計第10号)の周知や、必要に応じた充実を図るとともに、利用者ごとにサービス事業者が作成する訪問介護計画について、例えば、こうしたサービス行為のパッケージの記載の奨励など、その内容の一層の明確化を検討する。 【訪問看護と訪問介護の連携に関する具体的事例集配布(平成13年11月までに約2万部配布)】 【全国介護保険担当課長会議において周知(平成14年2月12日)】 【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成	改定・福祉ア b	逐次実施		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
	15年厚生労働省令第28号)】				
訪問・通所介護における事故発生に関する補償の具体的手段等 (厚生労働省)	訪問・通所介護における事故発生に関する補償の具体的手段も含め、契約に係る重要事項の説明等を、事業者から利用者に対して十分に行うことを徹底する。 【全国介護保険担当課長会議において周知(平成14年9月4日)】	改定・福祉ア	逐次実施		
利用者保護のための監視体制の構築 (厚生労働省)	都道府県での介護サービスの監視システムの早急な充実を図るため、有効な監視システムの構築を都道府県に対して積極的に働き掛けるほか、システム構築の動向を注視し適切な助言を行う。 【全国介護保険指導監査担当係長会議において周知(平成14年5月13日)】	改定・福祉ア	逐次実施		
サービスの質の向上のための取組 (厚生労働省)	市町村に対し、介護サービスの苦情解決やサービスの質の向上のための取組につき、助言を行うとともに、介護相談員派遣事業を支援し、介護相談員を有効に機能させる。	改定・福祉ア	逐次実施		
介護支援専門員の在り方 (厚生労働省)	a 介護支援専門員の現任研修事業等を推進するとともに、その内容について見直しを行う。 【平成14年厚生労働省老健局長通知老発第0904001号】	改定・福祉ア a	検討	措置済 (9月通知)	
	b 個々の介護支援専門員の資質の向上への取組のほか、介護支援専門員がケアマネジメントの業務に極力専念できるよう、介護支援専門員を支援するための体制整備を図る。	改定・福祉ア b	一部措置済	措置済	
	c 介護保険制度の見直しに向けて、例えば、実務経験や現任研修等を反映するようなキャリアパスの導入など、ケアプランの作成、利用者や事業者との調整業務等に更に専門性を持つるようになるための介護支援専門員の能力向上の在り方や、公正中立な活動を確保し得るための支援策について検討し、所要の措置を講ずる。 【全国介護保険担当課長会議において指導(平成14年6月4日)】	改定・福祉ア c	検討	逐次実施	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
	d 介護支援専門員の選択に幅を持たせるための数の確保の観点から、実務要件や資格要件も含めた介護支援専門員試験の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。	改定・福祉ア d	検討	逐次実施	
施設介護サービスへの民間企業の参入 (厚生労働省)	民間企業による特別養護老人ホームの経営参入については、介護保険法施行後の介護保険サービスの提供状況等の効果を踏まえ、事業の継続性や安定性の確保の可能性などを見ていく必要があるが、特別養護老人ホームと同様の要介護者に対応できるようなケアハウスについて、関係通知の改正により、公的部門や社会福祉法人以外の株式会社等が、都道府県知事の許可によって設置・経営主体となり得ることとする。 【平成13年厚生労働省老健局長通知老発第476号】 【平成14年厚生労働省老健局長通知老発第0130002号、同計画課長通知老計第0130001号】	改定・福祉ア	措置済 (11月、1月通知)		
P F I 法を活用した公設民営方式の推進 (厚生労働省、内閣府)	a 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(P F I 法)」(平成11年法律第117号)を活用した公設民営方式は、官民の契約に基づいて、P F I 事業者が施設を建設し、地方公共団体がそれを買収した上で、これを当該P F I 事業者に運営させるものである。今般、同方式に基づき整備されるケアハウスについて、地方公共団体が施設を買収する費用を新たに国庫補助の対象としたところであり、このほか、「公有財産を無償又は時価より安い対価で選定事業者を使用させることができる」としているP F I 法第12条第2項を活用していくこととする。これらにより、P F I を活用した公設民営を促進する。 【民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(平成13年法律第151号)】 【平成14年厚生労働省事務次官通知厚生労働省発社援第0130016号】	改定・福祉ア	一部措置済 (12月法律施行、1月通知)	逐次実施	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
	<p>b デイサービス施設やショートステイ施設など、在宅サービスに係る施設について、公設民営方式またはPFI法の枠組みを活用し、対等な条件のもとでその整備を促進していく。</p> <p>【平成15年厚生労働省事務次官通知厚生労働省発社援第0130016号】</p>	重点・福祉 1 (1)		措置済 (1月通知)	
生活支援型の生活拠点の推進 (厚生労働省)	<p>ケアハウスや高齢者生活福祉センター(生活支援ハウス)、有料老人ホームなど日常生活の支援機能を有する生活拠点について、将来展望を踏まえ整合性のとれた規制改革の在り方を検討し、所要の措置を構ずる。</p> <p>【平成13年厚生労働省老健局長通知老発第192号】</p> <p>【平成14年厚生労働省老健局長通知老発第0130002号】</p>	改定・福祉ア	措置済 (5月、1月通知)		
ケアハウスへの株式会社参入の許可に係る技術的助言 (厚生労働省)	<p>ケアハウスへの株式会社参入の許可に係る技術的助言(平成14年1月厚生労働省老健局計画課長通知)の妥当性について関係者から意見聴取を行い、必要に応じて見直す。</p>	重点・福祉 1 (1)		意見聴取	結論
痴呆性高齢者グループホーム等の情報公開等の推進 (厚生労働省)	<p>a 痴呆性高齢者グループホームのような介護サービスについて、地域に密着したNPO法人等の施設整備の資金調達を容易にする。</p> <p>【平成13年厚生労働省老健局長通知老発第318号】</p>	改定・福祉ア a	措置済 (8月通知)		
	<p>b 密室性が高く、利用者保護の体制整備が特に求められる痴呆性高齢者グループホームにおけるケアの質を確保するために、情報公開等を推進する。</p>	改定・福祉ア b	措置済		
介護事業者の情報公開、利用者や第三者による評価の推進等	<p>a 公的部門、社会福祉法人、民間企業等といった経営主体にかかわらず、利用者やその家族が事業者を選択する際に活用できるチェックリストの作成などにより、介護事業者の情報公開義務を適切に果たさせるとともに、第三者評価を推進する。また、消費者利益の観点から、そ</p>	改定・福祉ア	一部措置済	逐次実施	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
(厚生労働省)	の運営に関する監視体制の強化を図る。				
	<p>b 平成14年8月より、介護サービス事業者の選択に資する観点から、利用者やその家族が訪問介護事業者を選択する際に活用できるチェックリストが公表されており、その普及を図るとともに、事業者がチェックリストに対応した情報公開を行なうよう周知徹底する。</p> <p>c 痴呆性高齢者グループホームについては、特に入所者の特性から事業者の評価が重要である点にかんがみ、平成14年度から他の介護サービス事業者に先んじて第三者評価制度が実施されたところであるが、特別養護老人ホームや有料老人ホームなどの事業者の第三者評価の推進方策を講ずる。</p>	重点・福祉1(5)、事後チェック1(3)、2(1)		措置済	検討(逐次実施)
介護と医療との連携のための諸規制の改革 (厚生労働省)	a 特別養護老人ホームの全室個室・ユニットケア化といった居住条件の改善を進める中で、介護老人保健施設についても、入所者にとっての生活の場である特別養護老人ホームとは性格が異なることにも留意しながら、療養環境の改善を図る。	改定・福祉ア a		措置済	
	<p>b 医療保険と介護保険が重複して適用されるサービスについては、介護保険が適用されると医療保険からの給付は受けられない仕組みとなっているものの、一部の医療サービスについては、主治医の「特別指示書」があれば、2週間は医療保険からの給付が受けられるため、本制度が濫用されているとの指摘もあることから、こうしたサービスに関する医療保険給付の適用範囲については、一層の周知徹底を行う。</p> <p>【平成14年厚生労働省保険局医療課長通知保医発第0308009号】</p>	改定・福祉ア b	措置済(3月通知)		
保険者による介護保険施設定数の調整	保険財政を安定的に運用していく観点から、保険者たる市町村にサービスの供給をコントロールする権限を付与することを、介護保険全体の見直しの中で検討し、結論を得る。	重点・福祉1(4)			検討開始(16年度中に結論)

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
(厚生労働省)					
介護ICカードの検討 (厚生労働省)	介護保険の被保険者証について、ICカードを活用して、支給限度管理を行えるよう、事業者間のデータ交換、共有等が問題なく行えるような相互互換性を確保することについて検討し、モデル事業を実施する。	改定・福祉ア	検討	検討	結論措置
有料老人ホームにおける一時金の保全措置に関する取り組み (厚生労働省)	有料老人ホームが、契約の当事者が高齢者であり、多額の一時金を必要とし、住み替えが困難であること、提供されるサービスが介護を含めた入居者の生活全般に及ぶことにかんがみ、銀行保証の内容等一時金の保全措置について、より確実に入居希望者に情報提供させるようにするなど、有料老人ホームにおける一時金の保全措置に関する取組の充実を図る。	重点・福祉1(6)			検討開始(16年度中に結論)
21 介護保険適用除外当該等非該当届における自署又は押印の省略 (厚生労働省)	介護保険適用除外等該当非該当届に関して、社命により海外に赴任して国内非居住者となった場合等については、事業主が被保険者に代わって届書を提出することができるものとし、被保険者本人の自署又は押印の省略を可能とする。	重点・円滑化別表(1)40			検討・結論
22 ケアマネジメント機能の強化 (厚生労働省)	a ケアマネジメント機能の強化等専門性の向上については、ケアマネジャーの現任研修やケアマネジメントリーダー研修等の施策を講じているが、更なる強化のための措置を講ずる。	重点・円滑化別表(3)20	逐次実施		
	b ケアマネジメントについて介護報酬の水準見直しを行う。		検討・結論	措置(4月予定)	

イ 保育

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
公立保育所の民間への運営委託等の促進	a 都市部等における保育サービスの拡大及びその効率化を図るため、公立保育所の運営等を事実上の行為として民間事業者に委託することが可能であることを周知徹底し、民間委託の	改定・福祉イ a	逐次実施		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
(厚生労働省、内閣府)	活用を促進する。 【平成13年厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知雇児保第10号】 【平成14年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第1017001号、同保育課長通知雇児保第1017001号】				
	b 学校の余裕教室等活用されていない公的施設・土地など潜在的資源の積極的活用やPFI方式の活用などにより、公設民営を促進する。 【児童福祉法の一部を改正する法律(平成13年法律第135号)】 【民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成13年法律第151号)】 【市町村職員等を対象とした研修会開催(平成14年9月27日)】	改定・福祉イ b	一部措置済 (12月施行)	逐次実施	
保育士に関する諸規制の改革 (厚生労働省)	a 保育士の質を維持・向上する観点から、保育士の卒後研修について、研修内容をインターネットで提供すること等現場の保育士が学びやすい仕組みを構築する。 【「i-子育てネット」運用開始(平成13年2月1日)】	改定・福祉イ a	措置済 (2月運用開始)		
	b 保育需要の多様化、増大に柔軟に対応できるようにするため、また、離職した保育士が再び保育現場で活躍できる環境を作ることに資するため、短時間勤務の保育士の配置が更に柔軟に行えるよう、短時間勤務保育士は各保育所に配置すべき保育士定数の2割以内などとしている規制の一層の緩和を検討する。 【平成14年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第0521001号】	改定・福祉イ b	検討	措置済 (5月通知)	
	c 認可外保育施設を含めた保育の質の向上のため、保育士の資格を国家資格とし、業務の定義、知事による試験・登録の実施等に関する規定を整備し、保育士でない者が保育士を称することを禁止する(保育士の名称独占等)等の措	改定・福祉イ c	法案成立、公布	措置(一部を14年10月に施行、残りを15年11月に施行予定)	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
	置を講ずる。 【児童福祉法の一部を改正する法律(平成13年法律第135号)】				
保育サービスの利用者に対する直接補助方式の導入 (厚生労働省)	平成9年の児童福祉法の改正による新しい入所方式の実施状況、待機児童の状況、介護保険や障害者支援費方式の実施状況等を踏まえ、長期的には、保護者が直接保育を希望する保育所に申し込み、当該保育所が審査・決定を行うことができないか、その可否について検討する。 また、利用者と施設との直接契約を検討する際には、保育の質の確保に留意しつつ、保育所に対する補助ではなく、利用者への直接補助方式の導入ができないか、その可否についても長期的に検討する。	改定・福祉イ	可否について長期的に検討		
保育サービスに関する情報の一体的提供の推進 (厚生労働省、文部科学省)	利用者による選択の利便性向上と、サービス内容の情報提供の促進を図る観点から、保育所、認可外保育施設及び幼稚園についての情報を各地方自治体がインターネット等により提供する場合には、施設の位置づけを明確にした上で、一覧性等を持たせた形で行われるよう、地方自治体に対し、積極的に働きかける。 【厚生労働省の全国保育関係事務担当者会議において周知(平成15年3月20日)】	重点・福祉2(6)		一部措置済 (3月周知)	逐次実施
保育所等に関する情報公開、第三者評価の推進 (厚生労働省)	a 認可保育所においても保育の質・内容は多様であり、利用者が安心して保育所を選ぶことが可能になるだけでなく、運営側もそれを参考に更なるサービスの質の向上が図れるよう、現行法令を適切に運用し、経営主体にかかわらず、保育所の情報公開を進める。また、第三者評価については、ガイドラインを作成し、その取組を促進する仕組みを整備する。 【平成14年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第0422001号】	改定・福祉イ	措置済(平成14年4月ガイドライン策定・通知)		
(厚生労働省)	b 認可外保育施設を含め、評価対象の拡大など必要な見直しの検討に向けて事例の収集に着手する。 【保育所の第三者評価事例の収集開始(平成15	重点・福祉2(7)、事後チェック2		措置済	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
(厚生労働省)	年2月)】 c 第三者評価自体の客観性を高めるため、例えば、財団法人こども未来財団が運営する「i-子育てネット」の「保育所一覧」の中で多様な主体による第三者評価が容易に比較できるような仕組みを整備する。 【「i-子育てネット」に「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価」ページ掲載(平成14年11月28日)】	(1) イ		一部措置済	措置
(文部科学省)	d 地方公共団体や関係団体のホームページ上などで、幼稚園の自己点検評価等の情報が閲覧できるようにする。 【幼稚園教育課程理解推進事業(中央協議会)において取組依頼(平成14年12月11日)等】			一部措置済	措置
夜間保育、休日保育の推進 (厚生労働省)	定員要件緩和後の夜間保育所の設置状況や延長保育の推進状況等を踏まえつつ、夜間の保育需要に対応する施策を推進する。また、休日保育についても、計画的に推進する。	改定・福祉イ	新エンゼルプラン(11年12月19日策定)に基づき、計画的に推進		
認可保育所基準の見直しの検討及びその周知徹底 (厚生労働省)	a 認可保育所について、特に公立保育所を中心に、待機児童の多い地域においては、定員基準の弾力化等を一層推進する。また、一定の設備にかかわる設置基準等については、その見直しを検討する。さらに、分園の積極的促進を図ることにより、サービスの質を確保しつつ供給量の拡大を図る。 【平成13年厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知雇児保第35号】 【平成14年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第0521002号、雇児発第1225008号】	改定・福祉イ a	直ちに検討に着手、逐次実施		
	b 保育所の調理室必置義務については、併設された社会福祉施設の調理室を兼用する場合と同様に、例えば、余裕教室に保育所を設置する場合において調理室の共同利用をするなど、安全性等が確保される場合には、保育所の設置が可能となるよう検討し、措置する。	重点・福祉2(2)			措置
	c 待機児童の多い地域における定員基準の弾	改定・福	一部措	逐次実施	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
	<p>力化、認可基準等に適合した保育所についての迅速・的確な認可などにより、保育需要があるにもかかわらず、認可保育所の供給を抑制しないことが必要である。このため、既の実施された規制緩和措置について、地方公共団体に対し、早期かつ逐次、周知徹底を図る。</p> <p>【平成13年厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知雇児保第35号】</p> <p>【平成14年厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知雇児保第1017001号】</p>	社イ b	置済 (9月通知)		
認可保育所の経営主体や施設基準についての地方自治体への周知徹底 (厚生労働省)	<p>民間企業による設置経営の容認や、近所の公園を園庭の代替とすることの容認といった施設基準の緩和など既の実施された規制緩和措置について、より一層の周知徹底を図る。</p> <p>【全国厚生労働関係部局長会議において周知(平成15年1月22日)】</p> <p>【全国児童福祉主管課長会議において周知(平成15年3月3日)】</p>	重点・福祉2(3)		措置済 (1月、3月周知)	逐次実施
保育所への株式会社等の参入の促進 (厚生労働省)	<p>a 民間企業が効率的な経営の結果として得た剰余金が、さらに保育の事業拡大のインセンティブを阻害しないよう、関係通達の見直しを図り、会計処理の柔軟化を進める。</p> <p>【平成14年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第0329030号等】</p>	改定・福祉イ	措置済 (3月通知)		
	<p>b 民間企業に対しては、会計基準を円滑に適用できるよう、技術的な側面も含め、その運用について改善する。</p>	重点・福祉2(4)			措置
保育所の運営費補助の剰余金に係る会計処理の柔軟化 (厚生労働省)	<p>保育所設置要件などの規制緩和措置をより効果的なものとし、多様な提供主体により十分な保育サービスが提供されるよう、剰余金が生じる要因を詳細に分析した上で、剰余金に係る会計処理の柔軟化について検討し、必要な措置を講ずる。</p>	重点・福祉2(5)			措置
認可外保育施設に対する指導監督	<p>a 第153回国会において、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正を行い、認可外保育施設に対する地方公共団体への届出、毎年の運営</p>	改定・福祉イ a	逐次実施 (13年11月法律公布、14年7月施行)		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
の徹底 (厚生労働省)	<p>状況の報告、設備運営に係る掲示・利用者への書面交付を義務付けた。また、地方公共団体は、毎年認可外保育施設に係る運営状況や立入調査結果を公表することとし、悪質な施設に対する勧告・公表を行うことができることとなった。さらに、都道府県と市町村との連携も強化することとなった。こうした法改正の趣旨を周知徹底するとともに、認可外保育施設に対する指導監督の徹底を図る。</p> <p>【児童福祉法の一部を改正する法律(平成13年法律第135号)】</p>				
	<p>b 保育所、保育ママ、地方公共団体における様々な単独施策等を活用し、待機児童の多い都市を中心に受入児童数の増大を図る。</p>	改定・福祉イ b	逐次実施		
保育所と幼稚園の施設共用化等による連携強化 (厚生労働省、文部科学省)	<p>a 就学前児童の保育と教育の多様なニーズに的確に対応できるよう、保育所と幼稚園等の教育施設との施設の共用化(文部省・厚生省による平成10年の指針)を促進するとともに、保育所と幼稚園の連携事例を情報提供することなどにより、運営や施設利用の面で一層連携を深める。ただし、運営においては現在の親の就労や子育ての実態に即し、社会のニーズにこたえるものにする。また、多様な保育ニーズにこたえる観点から、幼稚園における預かり保育の拡充を図る。</p> <p>【保育所と幼稚園の連携事例集をホームページ上で公開】</p>	改定・福祉イ	措置済 (3月公開)		
	<p>b 幼稚園と保育所の連携を一層促進する観点から、以下のとおり幼稚園教諭免許所有者と保育士資格所有者が相互にそれぞれの資格(免許)を取得することを促進する。</p> <p>(a) 幼稚園教諭免許所有者が保育士資格を取得しようとする場合、保育士試験の8科目の筆記試験のうち、例えば、「教育原理」など幼稚園教諭免許の取得に当たって最低限必要な習得科目に含まれている科目について</p>	重点・福祉 2 (1)、全国別表934			措置

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
(文部科学省)	は試験を免除する。 (b) 保育士資格所有者が幼稚園免許を取得しようとする場合、現行制度上、大学等において必要単位を修得する以外の取得方法を採用することが困難であるため、教員資格認定試験によっても幼稚園教諭免許を取得することについて検討することも含め必要な措置を講ずる。	重点・福祉 2 (1)、全国実施812			検討・結論
幼稚園と保育所の一体的運営の推進 (厚生労働省、文部科学省)	幼稚園と保育所の一体的運営を推進するに当たっては、施設の共用だけではなく、子どもの処遇についても、各地域のニーズに応じ、柔軟な運営が可能となるような措置を講ずる。	重点・福祉 2 (1)			措置
放課後児童の受入れ体制の充実 (厚生労働省)	放課後児童クラブや地域のすべての児童に居場所を確保する事業など、放課後児童の受入体制を計画的に整備する。その際には、学校の余裕教室等も活用し、また、小規模な放課後児童クラブ(10人以上20人未満)への支援、長時間の開設や学校週5日制に対応した土日祝日の開設の促進を図る。	改定・福祉イ		逐次実施	
児童手当受給者の現況届における被用者確認方法の見直し (厚生労働省)	児童手当受給者が毎年市町村長に提出する現況届における被用者確認の方法について、現行の事業主による年金加入証明書以外のものによる確認を可能とする。	重点・円滑化別表(1)41			検討・結論

ウ 障害者施策

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
バリアフリー化等の推進 (警察庁、総務)	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)に基づき、公共交通機関、歩道、信号機等のバリアフリー化を推進するとともに、使い	改定・福祉ウ	逐次実施		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)	<p>やすい情報通信関連機器、システムの開発等による情報バリアフリー環境の整備等を推進する。</p> <p>【平成13年厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知障発第138号】</p> <p>【公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン(平成13年8月)】</p> <p>【旅客施設における音による移動支援方策ガイドライン(平成14年10月)】</p>				
社会福祉事業の利用方式 (厚生労働省)	<p>障害者等の利用者が社会福祉サービスを選択できる制度を、事業の性格等に応じ導入する。</p> <p>【社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成12年第111号)】</p>	改定・福祉ウ			措置(4月施行予定)
障害者に係る欠格条項の見直し (関係府省)	<p>各種資格制度等における障害者に係る欠格条項については、「障害者に係る欠格条項の見直しについて」(平成11年8月9日障害者施策推進本部決定)に基づき、対象63制度について平成14年度末までに見直しを終了する。</p> <p>(平成13年度において成立した見直しのための法律等)</p> <p>【障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律(平成13年法律第87号)】</p> <p>【自動車等の運転免許については、道路交通法の一部を改正する法律(平成13年法律第51号)】</p> <p>【風俗営業の許可等については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成13年法律第52号)】</p> <p>【国土交通省関係の資格(動力車操縦者、海技従事者、水先人、航空機に乗り組んでその運行を行う者)については、動力車操縦者運転免許に関する省令の一部を改正する省令(平成13年国土交通省令第152号)水先法施行規則及び船舶職員法施行規則の一部を改正する省令(平成13年国土交通省令第137号)及び航空法施行規則の一部を改正する省令(平成13年国土交通省令第118号)】</p> <p>【国家公務員の就業禁止(船員)については、人事院規則10-8の一部を改正する人事院規則(人事院規則10-8-1)】</p>	改定・福祉ウ	一部措置済(47制度について見直し)	一部措置済(15制度について見直し、1制度について法案提出)	措置(1制度について法案成立後、施行予定)

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
	<p>(平成14年度において成立した見直しのための法律等) 【銃砲刀剣類の所持、放射性同位元素等の使用又は販売業等、放射性同位元素又はこれに汚染されたものの取扱い並びに放射線発生装置の使用、獣医師、家畜人工授精師、火薬類取扱い、船員の就業、通訳案内業、地域伝統芸能等通訳案内業の認定については、障害者等に係る欠格事由の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律(平成14年法律第43号)】 【警備業の認定、警備員の制限、警備員指導教育責任者・機械警備業務管理者については、警備業法の一部を改正する法律(平成14年法律第108号)】 【警備員等の検定については、警備員等の検定に関する規則(平成15年国家公安委員会規則第2号)】 【狩猟免許については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)】</p> <p>(その他、法務省は、外国人の上陸制限について、「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」を第156回国会に提出)</p>				
障害者福祉制度の改革 (厚生労働省)	<p>支援費制度により、利用者の選択肢が広がることとなるが、高齢者を対象とした介護保険制度との関係では、40歳以上65歳未満の障害者は介護保険の被保険者としているにもかかわらず、加齢に伴う疾病によって介護を要する状態とならなければ、介護保険の給付は行わず、給付面は支援費制度としている。この意味から、支援費制度について、介護保険制度の見直しと合わせ、両制度の関係を含めた抜本的な検討を行う。</p>	改定・福祉ウ			15年度からの支援費制度の施行状況を踏まえつつ、直ちに検討を開始し、結論を得る

エ 社会福祉法人

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
社会福祉法人に関する制度の運用に関する見直し (厚生労働省)	既に行われた規制緩和措置について、地方公共団体に対し一層の周知徹底等を図る。また、担当行政部門間の円滑な調整を図り、行政の不整合をなくし、社会福祉法人のより効率的な運営や、そのサービスの供給拡大を図る。 【全国厚生労働関係部局長会議において周知(平成14年1月16日)】 【社会・援護局主管課長会議において周知(平成14年3月4日)(平成15年3月4日)】	改定・福祉工	一部措置済 (1月、3月周知)	必要に応じて逐次実施	
社会福祉法人の在り方の見直し (厚生労働省)	a 社会福祉法人の在り方について、現行の方式だけでなく、多様な形態の社会福祉法人の在り方について検討を開始する。	改定・福祉工 a	結論		
	b 社会福祉施設の運営費の剰余金の使途については、依然として制約が大きいいため、関係通知(平成5年)を、例えば、以下の点について早急に検討すべきである。 (a) 本部会計への繰入れの対象範囲、人件費・修繕費・備品等購入引当金等の上限 (b) 社会福祉事業と公益事業との資金移動や、同一の法人が経営する複数の施設・事業間での運営費の繰入れ (c) 社会福祉法人が本来の施設に加え、公的補助の対象とならない追加的な施設を整備する場合、それを担保に借入れを行うこと	改定・福祉工 b	早急に検討		結論
社会福祉法人に関するインターネット上の情報公開の促進 (厚生労働省)	消費者の選択の幅を拡大するとの観点から、社会福祉法人について株式会社並みの公認会計士等による会計監査等の一層の普及を図るなど、情報公開のための基準の強化を図る。また、社会福祉法人の公益性にかんがみ、収支決算書、事業報告書、監事の意見書等は、インターネット上での公開を促進する。 【平成13年厚生労働省社会・援護局総務課長通知社援総発第10号】 【全国厚生労働関係部局長会議において周知(平成14年1月16日)】	重点・福祉3、事後チェック1(3) 〔改定・福祉工〕	一部措置済 (10月通知、1月、3月周知)	一部措置済 (3月周知)	必要に応じて逐次実施

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
	【社会・援護局主管課長会議において周知(平成14年3月4日)(平成15年3月4日)】				
社会福祉協議会の役割の見直し (厚生労働省)	平成12年に改正された社会福祉法は、市区町村社会福祉協議会が、地域福祉の推進のための中心的な役割を担うことを明確にした。このため、社会福祉協議会については、他の民間事業者、社会福祉法人では行いにくいサービスについて、重点的に取り組んでいく役割を担うものとする。なお、在宅福祉サービスの実施に当たっては、公的助成のみに依存することなく、当該地域におけるサービスの実態を踏まえて、ほかの事業主体の参入による競争を妨げることのないよう、適切な運営に努めるよう、周知徹底を図る。 【全国厚生労働関係部局長会議において周知(平成14年1月16日)(平成15年1月21日)】 【社会・援護局主管課長会議において周知(平成14年3月4日)(平成15年3月4日)】	改定・福祉工	一部措置済 (1月、3月周知)	必要に応じて逐次実施	

オ 年金

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
厚生年金保険被保険者資格取得届等 (厚生労働省)	厚生年金保険被保険者資格取得届、資格喪失届等の磁気媒体による届出について、一般事業所でも行えるよう所要の措置を講ずる。 【健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成14年厚生労働省令第32号)】	改定・福祉才	措置済 (3月公布、14年6月施行)		
確定給付企業年金法の制定 (厚生労働省、金融庁、財務省、経済産業省)	確定給付型の企業年金について、受給権保護を図るため、統一的な制度を創設する。 【確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)】	改定・福祉才	法案成立、公布	措置済 (4月施行)	
確定拠出年金の導入 (厚生労働省、)	老後における所得確保を図るため、確定給付型の企業年金等に加え、新たな選択肢として、確定拠出年金を導入する。	改定・福祉才	措置済 (10月施行)		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
金融庁、財務省、経済産業省)	【確定拠出年金法(平成13年法律第88号)】				